

蓮如の倫理思想

——王法と仏法を中心にして——

林 信 康

(一)

本願寺中興の祖、蓮如（一四一五—一四九九）は戦乱と飢饉の打ち続く動乱の十五世紀の時代に四十三才で本願寺留守職を継承した。蓮如は巧如・綽如・存如の蒔いた法義の種を一気に開花させた。蓮如は、父存如の地道な布教活動の基本的な路線に従って、近畿・北陸を中心にエネルギーギッシュに、しかも大胆に民衆の間に浄土真宗の教えを弘めていった。蓮如の赴く所、必ず彼の教えに魅了された多くの門徒が群集し、本願寺教団は発展したが、同時に社会的倫理的問題をも惹起させた。

蓮如の説く親鸞の弥陀一仏信仰は、一部の門徒を諸神・諸仏・諸菩薩の無視ないし軽視へと導き、それを背景にした莊園領主や守護・地頭などの時の権力者への反抗と結びつき、ついに一揆へと発展していった。蓮如は門徒の権力者への反抗に対して仏法を第一義に考え、王法を守るように度重なる戒めを与え、念仏者の取るべき態度に言

及している。本稿ではこのような仏法と王法を中心にして、その概念が生まれてくる文明の吉崎時代の歴史的な背景を顧慮しながら、蓮如の倫理思想について考察してみたい。

(11)

蓮如は寛正から応仁にかけて、比叡山の衆徒の圧迫により、赤野井・金森・堅田・大津と転々とその追跡から逃れ、ついに文明三年、越前に赴き七月吉崎に坊舎を建立した。このころ各地に土一揆が勃発し、不穏な状況が漂っていた。蓮如がなぜ吉崎の地を選んだかについては、蓮如自身は文明五年八月二日の『御文章』に、「両三ヶ国のうちをいて、をそらくは、かゝる要害もよく、おもしろき在所、よもあらじ」と述べ、また同年九月に、「大津三井寺南別所辺より、なにとなくふとしのび出でて、越前・加賀諸所を経回せしめをほりぬ。よつて当国細呂宜郷内吉崎といふこの在所、すぐれておもしろきあひだ」と「ふと忍び出でて、おもしろき在所」としか記していない。が吉崎の莊園領主は奈良興福寺大乗院経覚であり、経覚の母は本願寺の出身であり、私縁により吉崎を選び、その実現のために和田の本覚寺が在地諸勢力と交渉し下準備を進めていき、蓮如の吉崎進出が実現したと考えられる^③。又領主である経覚は、西軍から東軍へと寝がえつた越前の守護朝倉の全面的な莊園横領を防御するために、また朝倉は独力で莊民を支配するだけの實力は備わっていないので、本願寺と誼みを通じ、一撥化しようとする莊民門徒を押さえた方が有利であると考え、蓮如はこのような収取関係によって、莊官的役割を果たすべく吉崎に進出したのである^④。

このような理由で吉崎に進出し、新天地を獲得した蓮如は精力的に布教活動に励み、たちまち二百もの多屋が立

ち並ぶ組織に発展させた。蓮如は、善知識帰命・物取り信心・十劫秘事などの浄土真宗の異義を『御文章』を通して徹底的に破邪し、民衆に親鸞の正しい真実の仏法を伝えようとした。その仏法とは、阿弥陀仏の救いは老小・男女・善悪という年齢の差・性別の差、善悪の差、地位や身分の差も超えて、すべての人々を等しく救うというものである。蓮如は自己の罪業を信じ、このような浅ましき衆生を助けようとする阿弥陀仏の本願を疑いなく信じれば、浄土に往生することができると説いた。すなわち『御文章』に、

当流、親鸞聖人の一義は、あながちに出家発心のかたちを本とせず、捨家棄欲のすがたを標せず、ただ一念帰命の他力の信心を決定せしむるときは、さらに男女老少をえらばざるものなり、さればこの信をえたる位を、

『経』には「即得往生 住不退転」と説き、『釈』には「一念発起入正定之聚」ともいへり。これすなはち不来迎の談、平生業成の義なり。『和讃』には「彌陀の報土をねがふひと 外儀のすがたはことなりと 本願名号信受して 寤寐にわすることなかれ」といへり。「外儀のすがた」といふは、在家・出家、男子・女人をえらばざるころなり。つぎに「本願名号信受して寤寐にわすることなかれ」といふは、かたちはいかやうなりといふとも、また罪は十悪・五逆、謗法・闡提の輩なれども、回心懺悔して、ふかく、かかるあさましき機をすくひまします弥陀如来の本願なりと信知して、ふたごころなく如来をたのむころの、ねてもさめても憶念の心つねにしてわすれざるを、本願たのむ決定心をえたる信心の行人とはいふなり。^⑤

とあり、これを拝読した門徒は一切の束縛から解放されるといふ今まで経験したことのない自由な境地を体験したに違いない。そして蓮如の弥陀一仏信仰という仏法の立場は、必然的に諸神・諸仏・諸菩薩を敢えて拝む必要のない信仰へと帰結する。「まづもろもろの雑行をさしおきて、一向に弥陀如来をたのみたまつりて、自余の一切の諸神・諸仏等にもこころをかけず、一心にもつばら弥陀に帰命^⑥」とする信心は諸神・諸仏・諸菩薩の軽視や無視へと

繫がつていく危険性をつねに孕ませ、旧仏教側の非難の標的になっている。親鸞の時に、また法然の時に同様の問題が発生し、兩人とも諸神・諸仏などを侮つて、弾圧の口実を与えることのないように厳しく念仏者を戒めているが、それは専修念仏者の必然的に生じる異端ともいふべきものであつて、蓮如の場合といえども例外ではない。加賀・越前各地から多くの本願寺門徒が吉崎に集まり、不穏な空気も漂うようになってきた時、蓮如は武力を有する平泉寺・豊原寺等の動きを察知し、ついに文明四年一月、群集を制止しないわけにはいけなくなつた。

さらに西軍の甲斐八郎・富樫幸千代と東軍の朝倉孝景・富樫政親の争いが激化し、西軍に破れ越前に逃れていた富樫政親の加賀奪回の動きが強まる中、牢人の武士が吉崎に来襲するという情報に対して、文明五年九月、蓮如は吉崎の諸人の出入りを禁止した。一方莊園制が崩壊し、下剋上化の様相を呈し一揆が続発していく中、吉崎を中心とする本願寺教団の講を基盤とする組織力とその戦力はかなり大きなものとなつていた。しかし蓮如は、念仏者の信心という仏法と政治という王法の問題は全く次元が異なるもので、政治的な行動を取るべきでないという姿勢を堅持した。門徒の旧仏教の諸神・諸仏を侮り捨てるといふ言動に対して、蓮如は文明五年九月下旬の『御文章』で次のように通達している。

そもそも、当流念仏者のなかにおいて、諸法を誹謗すべからず。まづ越中・加賀ならば、立山・白山そのほか諸山寺なり。越前ならば、平泉寺・豊原寺等なり。されば『経』にも、すでに「唯除五逆誹謗正法」とこそこれをいましめられたり。これによりて、念仏者はことに諸宗を誹謗すべからざるものなり。また聖道諸宗の学者達も、あながちに念仏者をば誹すべからずとみえたり。そのいはれば、経・釈ともにその文これおほしといへども、まづ八宗の祖師龍樹菩薩の『智論』にふかくこれをいましめられたり。その文にいはいはく、「自法愛染故毀些他人法 雖持戒行人不免地獄苦」といへり。かくのごとくの論判分明なるときは、いずれも仏説なり、あや

まりて謗することなかれ。それみな一宗一宗のことなれば、わがたのまぬばかりにてこそあるべけれ。ことさらに当流のなかにおいて、なんの分別もなきもの、他宗をそしること勿体なき次第なり。あひかまへてあひかまへて、一所の坊主分たるひとは、この成敗をかたくいたすべきものなり。^⑧

もともと立山・白山は山岳信仰として崇拜されてきた山であり、修験道の霊場であった。後に神仏習合思想のもとで、山岳仏教として発展し、平泉寺も豊原寺も白山権現の別当寺院であり、天台宗に属する寺院であった。荘園制が崩壊する中、貴族階級を中心とする旧仏教勢力も衰えては来たものの依然として本願寺教団に立ちふさがっていたのである。蓮如の教えに魅了された数多くの門徒は、権力を奪取したい野望を抱いた武士や大坊主の扇動によって、自由な信心の境地を世俗の關係に持ち込み、あえて諸神・諸仏を侮り、旧仏教側を挑発した。これに対して蓮如は龍樹の『大智度論』を引用して、まず念仏者は他宗を誘ってはならないと門徒に教諭し、また一方釈尊が説いた同じ仏法という立場から、聖道門の人達にも念仏者を誘ってはならぬと相互不可侵を通告した。そこに旧仏教勢力と無用な争いを避けたいという蓮如の意図を汲み取ることができる。

(三)

このような情勢のなか、蓮如は「掟」の『御文章』を書きはじめ、政治権力との争いを回避しようとしている。しかし蓮如の意向とは逆に、要害を構え法城のような様相を醸し出した吉崎の多屋衆達は合戦を主張し、やむなく蓮如は多屋衆の名で文明五年十月、ついに仏法のために一命を惜しまず、合戦すべきことを決議した。

右斯西三ヶ年之間、於此当山、占居于今令堪忍根元者、更不本名聞利養、不事榮花榮耀、只所願為往

生極樂^レ計也。而間^ヅ當國・加州・越中^ノ之内^ノ土民百姓已下等^ニ、(中略)偏勸^ニ念仏往生^ノ之安心^ヲ之外無^ニ他事^ノ之^レ處、近比就^ニ牢人出張^ノ之儀、自^ニ諸方^ノ種々^ノ雜說^ヲ申^レ之^レ條、言語道斷迷惑^ノ之次第也。愚身更^ニ於^ニ所領所帶^ニ且^テ不^レ作^ニ其^ノ望^ノ之間、以^レ何可^レ處^ニ其罪咎^ニ哉。不運^ニ至悲^ニ而猶有^レ余者歟。依^リ之^レ心靜^ニ念仏修行^ニ於^ニ其^ノ在所^ニ別^ニ而無^ニ其^ノ要害^ノ時者、一切^ノ之^レ諸魔鬼神^ヲ令^レ得^ニ其便^ニ故、深構^ニ要害^ノ者也。且^ハ又^ハ為^ニ盜賊用心^ノ也。於^ニ其^ノ余^ノ者無^レ所用^ノ、万^一雖^レ然、於^ニ今^ノ時分^ニ無理^ノ之子細^ヲ等^ニ令^ニ出來^ニ時^ノ之^レ於^ニ其儀^ニ者、誠^ニ今^ノ此度^ニ念仏申^テ遂^ニ順次^ニ往生^ニ而令^ニ死去^ニ、又逢^ニ非分^ノ難^ニ苦^ノ令^ニ死去^ニ共^ニ以^テ同篇^ノ之間、任^ニ前業^ノ之所感^ニ也。然上^ノ者為^ニ仏法^ニ不^レ可^レ惜^ニ一命^ニ可^レ合戰^ノ之由、兼日諸人一同^ニ令^ニ治定^ニ衆儀^ニ而已矣。

文明第五十月 日

多屋衆^⑨

「吉崎に二、三年滞在しているのは、世俗的な名聞利養や栄花栄耀のためではなく、ただ往生極樂のためである。越前・加賀・越中の土民百姓の罪業を造っている者達に、ただ念仏往生の信心を勧める以外に別の意図はない。諸方より種々に難癖をつけられるのは言語道斷で迷惑している。蓮如自身は所領所帯を望んでいないのに、どうして咎があるのであろうか。要害を構えているのは心静かに念仏を行じたためである。もしそれができないなら、仏法のために合戦する」という趣旨の決議文である。この決議文は、武力闘争を嫌う蓮如が武力を有する多屋衆に押し切られ、命を惜しまず仏法のため合戦を決議したとする内容であるが、蓮如はただ念仏往生の仏法の立場を吉崎に押し寄せようとする者達に明確に主張することによって、何とか闘争を回避しようとしている。さらに蓮如は争いを避けるため、文明五年十一月、十一箇条の制法を傳達することによって、攻撃の的となる悪しき門徒の行動を厳しく戒めている。同時にこの公的な性格を持つ制礼としての制法は宗教的諸勢力である社寺や政治権力者達に対

してなされたものと理解して良いであろう。^⑧

定

真宗行者の中において停止すべき子細の事。

一、諸神ならびに仏菩薩軽んずべからざるの事。

一、諸法諸宗全く誹謗すべからざるの事。

一、我が宗の振舞を以て他宗に対し難ずべからざるの事。

一、物忌の事仏法の方に就きてこれ無しと雖も、他宗ならびに公方に対し堅く忌むべきの事。

一、本宗に於いては相承なき名言を以て、恣に仏法讚嘆旁然るべからざる間の事。

一、念仏者に於いては国にて守護地頭を専らにすべし、軽んずべからざるの事。

一、無智の身を以て他宗に対し雅意に任せて我が宗の法儀を其の憚りなく讚嘆せしむる然るべからざるの事。

一、自身に於いては未だ安心決定せざるに人の詞を聞きて信心法門讚嘆然るべからざるの事。

一、念仏会合の時魚鳥を食うべからざるの事。

一、念仏集会の日酒に於いては本性を失い吞むべからざるの事。

一、念仏者の中に於いては恣に博奕することを停止すべきの事。

右此の十一ヶ条、此の制法の儀に背くに於いては、堅く衆中退出すべき者なり。仍つて制法の状件の如し。(原漢文)^⑨

諸神・諸仏・諸菩薩・諸法・諸宗等の宗教諸勢力を軽視し、真宗を讚嘆することを戒める条項が前半の多くを占めているが、次の守護地頭等の権力者を軽視してはならない戒めが掲げられている項目にいたっては、蓮如の信心
|| 仏法と政治的な問題 || 王法との関係が如実に物語られている。つまり蓮如の説く「四海のうちみな兄弟なり」と

いふ御同朋御同行という信心に内包される仏法的理念は、世俗の次元に当てはめて差別のない平等な仏国土の世界を建立するために武力闘争を推し進めていくというものではなかった。それはまた宗教と倫理の次元を明確に峻別する考え方である。蓮如は時代的な趨勢を鑑み宗教の崇高性や独自性を守ることでできる限界の許容範囲まで深く考えざるをえなかった。

十一ヶ条の後半の三ヶ条は日常の具体的な飲食や遊興の細かな倫理的戒めにまで及んでおり、いかに蓮如が支配者側を刺激する門徒の行為に腐心していたかが理解できる。この頃より「掟」に関する『御文章』が多くなっているが、文明六年二月十七日の『御文章』に、ようやく蓮如の王法という概念が明確化してくる。

(四)

そもそも、当流の他力信心のおもむきをよく聴聞して、決定せしむるひとこれあらば、その信心のとほりをもつて心底にをさめおきて、他宗・他人に対して沙汰すべからず。(中略) つぎには守護・地頭方にむきても、われは信心をえたりといひて疎略の義なく、いよいよ公事をまつたくすべし。また諸神・諸仏・菩薩をもおろそかにすべからず。これみな南無阿弥陀仏の六字のうちにこまれるがゆゑなり。ことにほかには王法をもつておもてとし、内心には他力の信心をふかくたくはへて、世間の仁義をもつて本とすべし。これすなはち当流に定むるところの掟のおもむきなりとこころうべきものなり。^⑩

ここで蓮如は、「守護地頭を疎略にしては駄目で、公事を全うすること、つまり年貢をおさめ、王法を守り、内心に他力の信心を深く蓄えて、世間の道徳を守ることが当流の掟である」と論している。諸神・諸仏を軽視してはい

けないという理由づけが、「これみな南無阿弥陀仏の六字のうちにこまれる」となされ、さらに同じ内容の五月十三日の『御文章』では「他力の信心ひとつをとらしめんがための方便に、もろもろの神・もろもろのほとけとあらはれたまふいはれなればなり」と展開され、「一切の諸仏の智慧も功德も弥陀一体に帰せずといふことなきいはれ」（文明七年七月十五日）へと教義的な裏付けがなされていく。文明六年二月の『御文章』では王法を「おもて・仁義を「本」、信心を内心に深く蓄えよと王法と仏法の関係が語られており、この関係は、五月十三日の『御文章』の中にも表れている。

それ国にあらば守護方、ところらば地頭方において、われは仏法をあがめ信心をえたる身なりといひて、疎略の義ゆめゆめあるべからず。いよいよ公事をもつばらにすべきものなり。かくのごとくこころえたる人をさして、信心発得して後生をねがふ念仏行者のふるまひの本とぞいふべし。これすなはち仏法・王法をむねとまもれる人となづくべきものなり。

この『御文章』では、王法の概念が、「信心獲得したと言って、守護・地頭を疎略にしてはいけない。公事を専らにする」こととして規定されている。そして仏法・王法を旨と守る者を念仏者の手本としている。だがここでの王法と仏法の両者の関係は、並列的に捉えられており、いまだ緊張的な関係は見られないと指摘できるであろう。

ところでこの後の文明六年六月には斎藤妙椿の仲介により甲斐八郎と朝倉孝景が和解することによって、富樫幸千代は有力な連合軍を失い、同年七月この機に乗じて、加賀に攻めいった富樫政親は、本願寺門徒群と白山宗徒等の有力な勢力を要して、ついに十月幸千代の蓮台寺城を陥落させた。ついに蓮如は門徒に参戦するように命じたのである。この時蓮如はすでに政親と朝倉との間に、政親が加賀の守護を奪回した時には、本願寺教団を安堵するという密約を交していたと考えられる。蓮如の合戦の決意の理由、幸千代の敗戦の理由は、藤島超勝寺に宛た御文に、

夫加賀之守護方早速に如此没落せしむる事、更以非人間之所為、是併仏法王法之所令作也。而爰高田門徒に於いて、年をつみ日をかさねて、雖作法敵、且以不承引候之処に、此方有門徒、於在所或は殺害或は放火等の種々西行をいたして、以数多之一類、相語守護方間国方、既彼等と同心せしめおはりぬ。雖然今度加州一国之土一揆となる。同行中に於て各々心行うへきおもむきは、既百姓分の身として、守護地頭を令対治事、本意にあらざる前代未聞之次第也。然れとも仏法に敵をなし、又土民百姓の身なれば、有限年貢所当等をきんとくに沙汰せしむるひまには、後生の為に令念仏修行を、一端憐愍こそなくとも、結句罪咎にしつめ、あまさえちうはつに行ふへき有其結構之間、無力如此のむほんを、山内方と令同心企之処也。是誠に道理至極なり。而間為上意、忝も如此之旨を聞召被によりて、既に百姓中へ被成御奉書間、於身今者私ならぬ次第也^④。

とあり、蓮如は幸千代の没落の理由を人間のわざではなく、仏法と王法の所為であるとし、高田門徒と同心した幸千代が仏法に敵をなし、本願寺門徒に殺害・放火の悪行を働いたからであるとした。また後生のために念仏するものを罪咎に沈め、誅罰を加えるという悪政を行ったので政親と同心して謀反を企てるのは当り前であると述べている。蓮如は仏法という立場から、不俱戴天の法敵・高田門徒を排斥する論理と、王法という観点から幕府側＝東軍からの奉書を盾にすることによって、参戦の正当性を主張したのである。^⑤

このようにして有力な本願寺勢の助力によって、政親は加賀を掌中に収めることに成功するが、勢いに乗じて門徒は守護職・政親を無視し、莊園の横領や年貢を収めないという行為に出た。^⑥ その行為を扇動し莊園を横領しようとする武士群も多く輩出して政親を窮地に追い込んでいった。ここに至つて政親はついに蓮如の密約を破り、文明七年三月、本願寺教団を弾圧することに踏み切つた。このことを『実悟記拾遺』は、

次郎国ヲ手ニ入レ安堵ノ処ニ御恩ヲ忘レ。当流ノ宗ヲキラヒ候コト。槻橋ト申者所行ニ候間。国ノ門人槻橋嫌

フニヨリ。国ノ乱レハ又出来^②

と伝え、再び一揆が起こり、政親と本願寺門徒は対立した。制止しようとする蓮如の意図とはうらはらに事態はますます深刻さを増し、ついに再び合戦が始まったが、門徒軍は破れ越中に敗走した。この後文明七年五月七日の『御文章』の後半に、蓮如は十ヶ条の掟を掲げている。その十ヶ条の第二番目に「一、外には王法をもはらにして、うちには仏法を本とすべきあひだの事^②」と、先に文明五年十一月に制定された十一ヶ条の掟、さらに文明六年の正月の三ヶ条の掟には存在していなかった専王法・本仏法の項目が掟の中に挙げられている。ここでは王法の遵守がかなり強調されているが、蓮如はさらに十ヶ条の篇目を挙げ終つて、

まづ当流の肝要は、ただ他力安心の一途をもて、自身も決定せしめ、また門徒のかたをもよく／＼勸化すべし。つぎには王法をさきとし、仏法をばをもてにはかくすべし。また世間の仁義をむねとし、諸宗をかろしむることなかれ。つぎに神明を疎略にすべからず。また忌不浄といふことは仏法についての内心の義なり。さらにもて、公方に対し、他人に対して、外相にその義をふるまふべからず。これすなはち当宗にさだむるところのきてこれなり^②。

と述べ、王法と仏法の関係が、王法を先にし仁義を旨とし、仏法をかくすという緊張した内容に軌道修正がなされている。この頃の本願寺教団の危機的状況はぎりぎりの瀬戸際に立たされていた。これ以上の門徒の抵抗は本願寺教団の滅亡を意味するものと蓮如は判断したのであろう。それが蓮如の「仏法をかくす」という苦肉の表現となつて表れている。それはまた仏法が一揆のバックボーンになることに対する戒めと理解することができる。つまり弥陀一仏信仰という仏法の立場から、守護・地頭を軽視し、他宗を軽んじ、莊園を横領し、年貢をおさめないという行為は正しい念仏者の行為ではないと蓮如は言い聞かせているのである。十一ヶ条の掟が出された約二ヶ月後の文

明七年七月十五日(の六ヶ条の掟の第五番目の「一、国の仏法の次第非義たるあいだ、正義におもむくべき事」という項目はまさにこのことを物語っている。蓮如はこの条目を詳述して、次のように心得させている。

国の仏法の次第当流の正義にあらざるあいだ、かつは邪見にみえたり。所詮自今以後においては、当流眞実の正義をききて、日ごろの悪心をひるがへして、善心におもむくべきものなり。^⑧

「国の仏法は正義ではなく、邪見のように思われる。以後は眞実の教えを聞きて、日頃行っている悪心を翻し、善い心に向かつていかねばならない」と蓮如は戒めている。そこには先の西軍・富樫幸千代と法敵・高田門徒の戦いにおける仏法王法の大義名分はなく、東軍・富樫政親を中心とする体制に逆らうことは仏法のためにならない、否浄土眞実の正しい仏法ではないとする蓮如の苦しい立場が見られる。しかし蓮如の思惑とは別に、蓮崇の策謀によって再び一揆が蜂起し、事態はますます深刻化し、ついに文明七年八月二十一日、蓮如は吉崎を退去し、海路脱出を計り河内出口に赴いた。その後の蓮如の王法仏法の関係はこの基本的路線を踏襲している。「たとひ牛盗人とはよばるとも、仏法者・後世者とみゆるやうに振舞ふべからず。また外には仁・義・礼・智・信をまもりて王法をもつて先とし、内心にはふかく本願他力の信心を本とすべき」(文明七年十一月)、^⑨「まづ王法をもつて本とし、仁義を先として、世間通途の義に順じて、当流安心をば内心にふかくたくはへて、外相に法流のすがたを他宗・他家にみえぬやうにふるまふべし」(同八年正月)、^⑩「王法を本とし、(中略)そのほか仁義をもつて本とし、また後生のためには内心に阿弥陀如来を一心一向にたのみたてまつりて」(同八年七月)とあるように、内は信心為本とし、外は王法為本・仁義為先の論理が展開されている。このような蓮如の王法と仏法の二つの並列的とも見える為本の関係から生じるニュアンスは、二つの別の概念が一見まったく矛盾なく成立し、王法為本の論理が全面に強調され、そこに蓮如の本心があるかの感を与えている。しかし実際はそうではなく蓮如の本当の心は世俗のいかなる価値をも超

えた宗教的世界である仏法にその中心があることは明らかである。

(五)

『実悟旧記』に、

王法をば額にあてよ、仏法をば内心に深く蓄へよ、との仰に候。仁義と云ことも、端々にあるべきことなるよしに候。

とあるように、蓮如は仁義を端々、すなわち部分部分と考えている点からすれば、信心為本に重きを置いていることは明らかであろう。また『同記』に、

仏法をあるじとし世間を客人とせよといへり。仏法の上より世間の事は時にしたがひ（あひ）はたらくべき事なり。

と仏を主人、世間を客人という具合に主客の關係で捉え、さらに世間の事は時に従つてあい働くべき問題とするあたり、さらに『空善記』に

於一流中二仏法を面とすべき事、勿論也。雖然、世間に順じて王法をまもる事は、仏法を立て（られ）んがためなり。而に仏法をば次にして、王法を本意と心得事當時是多し。尤不可然次第也。

とあるように、世間に順じて王法を守るというのは、仏法を成立させるためであるとし、王法を本意として仏法を第二にするのは間違ひであると規定している。また蓮如が『御文章』の中で重ねて、「信心をもって本とせられ候」、また「他力の信心をもって肝要」と述べている点からも、明らかに信心為本が中心になっていることは間違ひ

ないと言って良いであろう。^⑧

かくして蓮如は信心為本という仏法を第一義とし、王法や仁義の倫理的次元を超越するものとして捉えた。そこには宗教的次元である仏法の独自性と崇高性は堅持されていると考えられる。蓮如が王法の政治、仁義の倫理を守ることを主張したのは、危機的な歴史的情勢の中での仏法を成立をさせるためであった。倫理的次元の問題は歴史と時間によって変化していくが、蓮如はある意味で倫理的な問題に状況的に対応していったものと結論できらるろう。

註① 『蓮如 一向一揆』笠原一男・井上鋭夫―日本思想大系―(岩波書店) 二五頁。なお引用文はカタカナ表記であるが、ひらがな表記に書き直した。以下の引用文も同様である。

② 『浄土真宗聖典(註釈版)』真宗聖典編纂委員会編、一〇九五頁。

③ 堅田修「蓮如とその教団」解説(『親鸞大系』―歴史篇―第七卷、一九頁―二〇頁)には、吉崎選定の理由について従来の説を紹介し、色々な要因が重なっていると述べている。

④ 横井徹「蓮如における政治と宗教―文明・長享一揆をめぐる―」(『親鸞大系』―歴史篇―第七卷) 五四七頁。

⑤ 『浄土真宗聖典(註釈版)』一〇八五―一〇八六頁。

⑥ 『浄土真宗聖典(註釈版)』一一〇三頁。

⑦ 拙論「法然の倫理思想」『研究紀要』第七号―京都女子大学宗教・文化研究所―五一頁以下参照。

⑧ 『浄土真宗聖典(註釈版)』一一〇四頁。

⑨ 『蓮如 一向一揆』―日本思想大系―(岩波書店) 三六―三七頁。

⑩ 源了圓『浄土仏教の思想』十二―蓮如―二二九―二三二頁参照。その他。

⑪ 『蓮如 一向一揆』―日本思想大系―(岩波書店) 三八―三九頁。

⑫ 『浄土真宗聖典(註釈版)』一一一七―一一一八頁。

⑬ 『浄土真宗聖典(註釈版)』一一二五頁。

- ⑭ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一五三頁。
- ⑮ 森竜吉は「真宗における仏法と王法」―蓮如を中心した試論―（『親鸞大系』―歴史篇―第七卷）四六八頁以下に蓮如の教義的な裏付けの変遷に言及している。
- ⑯ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一二五頁。
- ⑰ 山折哲雄『人間蓮如』（春秋社）一二四頁。
- ⑱ 佐々木求己「新出御文集について」（『真宗研究』二二）八三―八四頁。
- ⑲ 横井徹「前掲論文」五六〇頁。
- ⑳ 『白山宮莊嚴講記録』に「本願寺威勢ニホコリ、寺社の領知諸免田年貢無沙汰。（中略）先代未聞言語道断之次第也」とある。
- ㉑ 『真宗全書』六九卷、一二〇頁。
- ㉒ 『蓮如 一向一揆』―日本思想大系―（岩波書店）七〇頁。
- ㉓ 『蓮如 一向一揆』―日本思想大系―（岩波書店）七一頁。
- ㉔ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一五四頁。
- ㉕ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一五六頁。
- ㉖ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一五九頁。
- ㉗ 『浄土真宗聖典（註釈版）』一一五九―一二六〇頁。
- ㉘ 『蓮如上人行実』稲葉昌丸編（法蔵館）八八頁。
- ㉙ 『蓮如上人行実』九三頁。又『実悟旧記』（『同』、七八頁）には、「当流には惣体世間機わろし、仏法の上より何事もあひはたらくべきこと」とある。
- ㉚ 『蓮如上人行実』五六頁。
- ㉛ この点に関して、谷下一夢は「加賀の一向一揆と蓮如の王法為本」（『親鸞大系』―歴史篇―第七卷、四四二頁）「加賀の一揆は土一揆と同種のものであったとし、蓮如の王法為本は皇室中心主義の提唱者であったからではなく、仏法を立てるためである」と述べている。